

すこやかヘルパーステーション

1：訪問介護（ヘルパー）の業務

介護保険認定を受けている利用者の入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話（生活支援）により日常生活の質の向上を図る。

2：サービス内容

生活援助：独居または同居家族の方が病気がちななど家事ができないことが条件。

室内掃除・炊事・洗濯・買い物など。

身体介護：動作介護・身の回り介護・生活介護

3：営業日・営業時間

- ・ 平日 午前9時から午後5時まで
- ・ 土曜日 午前9時から12時半まで（利用者のご希望に添えるようご相談に応じます）

4：休業日

- ・ 日曜・祝日・国民の休日・12月30日から1月3日
（ただし、利用者のご希望に添えるようご相談に応じます）

5：利用料

- ・ 利用料金は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証に応じた割合の額となります。
- ・ 通常の事業地域を越えて行う訪問介護については、別紙に定めた交通費実費を頂く事があります。
- ・ 介護保険外の自費サービスについては別紙に定め、利用者様に対し事前に文書で説明し、同意の下、実施いたします。

6：お支払い

原則サービス実施月の翌々月の銀行口座引き落としとなりますので手続きをお願いします。

7：職員体制

- ・ 管理者1名（兼任） 常勤ヘルパー14名 非常勤9名（有料老人ホーム兼務）
- ・ 月契約ヘルパー10名 介護事務2名
- ・ 勤務時間 常勤：午前8時50分～午後5時20分 非常勤 午前9時～5時
- ・ 管理者 和田説子
- ・ サービス提供責任者：和田説子・神田裕美・堀和永・山口陽子・黒田しのぶ

8：設備

住宅型有料老人ホームすこやか施設の内に事務所を設置、専用電話、携帯電話設置

9：ご利用にあたり注意いただくこと

- ・ ヘルパーへのお心付けはご無用です。
- ・ ヘルパー派遣をなんらかの理由でお断りになる場合は前日までにご連絡下さい。
- ・ ペットの世話・大掃除・車の掃除などはできません。またヘルパーの車に同乗しての通院や買い物などはできません。
- ・ 利用者宅の物品損傷などの事故は損害賠償保険で対応いたします。
- ・ ご利用時間が何らかの理由で超過した場合、実費でいただくことがあります。
- ・ 入院中、ショートステイ中のヘルパー派遣はできません。
- ・ サービス開始時間に遅れる場合はヘルパーより連絡いたします。また天候や交通事情で遅れることもありますのでご了承下さい。
- ・ ヘルパーは自家用車で伺います。駐車位置などお教え下さい。
- ・ ヘルパー業務終了時、確認のため印鑑の押印を御願いたします。また「ふれあい手帳」などに次のヘルパーへの申し送りや業務内容の記録を行います。
- ・ 利用者様不在時の、サービス提供はできません。
- ・ 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- ・ 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けて下さい。
- ・ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- ・ 訪問中の喫煙はご遠慮ください

10：サービス利用にあたっての禁止事項

- ・ 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ・ パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ・ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

11：苦情申し立て窓口について

ヘルパー対する苦情などございましたら遠慮なく苦情処理担当にお申し付け下さい。

苦情処理担当：神田裕美 苦情処理管理者：和田説子 電話 058-243-2204

また、別紙、市町村、県の苦情相談窓口をご利用下さい。

12：守秘義務

ヘルパーの仕事上利用者の知り得た事は決して他言はいたしませんのでご安心下さい

13：緊急時の対応

緊急時の場合はご家族、主治医、必要によっては担当居宅介護支援専門員に連絡をとり対応をします。

14：サービス提供地域 別途表示しています。

すこやかヘルパーステーション ご利用料金のご案内

* 介護予防訪問介護（要支援1・2）の方 1ヶ月の料金

- 1) 訪問型サービスⅠ 1172 単位 週1回・1時間程度
- 2) 訪問型サービスⅡ 2342 単位 週2回・1時間程度
- 3) 訪問型サービスⅢ 3715 単位 週3回・1時間程度（要支援2の方のみ）

* 介護予防訪問介護（要支援1・2）の方 1回の料金

- 1) 訪問型サービスⅣ 267 単位 週1回・1時間程度
1ヶ月中で4回まで
- 2) 訪問型サービスⅤ 271 単位 週2回・1時間程度
1ヶ月中で5回から8回まで
- 3) 訪問型サービスⅥ 286 単位 週3回・1時間程度
1ヶ月中で9回から12回まで

* 介護訪問介護（要介護1～5）の方 1回あたりの料金 : 単位

	身体介護
20分未満	183
30分未満	274
60分未満	435
60分以上	635
30分ごとに	+91

- ・ 生活支援 20分以上 45分未満 200
45分以上 246
- ・ 身体介護+生活援助の場合 身体介護に加えて
生活援助 30分まで 73 60分まで 145 60分以上 218

* 上記以外の加算料金

- 介護職員処遇改善加算 (1月あたりの総単位数) × 13.7%
- 介護職員等特定処遇改善加算 (1月あたりの総単位数) × 6.3%
- 初回時 200 単位 緊急時 100 単位 (緊急に要請を受けて実施した場合)

* 介護保険以外の実費料金について

- ① 通常の地域を越えて訪問した場合の交通費
 - 片道 10Km以上 15Km未満 300円
 - 片道 15Km以上 20Km未満 400円
 - 片道 20Km以上 500円
- ② 買い物 6Km以上は1Kmにつき、実費として20円請求させていただきます。
- ③ 自費サービス 30分 900円×消費税 (サービス内容によります。要相談)

岐阜市	芥見・芥見東・岩・藍川・三輪北・三輪南・日野・早田・長良華陽・白山・梅林・厚見・加納・加納西・木ノ本・徹明・岐阜茜部・長森北・長森東・長森西・長森南の各小学校区
関市	金竜・瀬尻・旭ヶ丘・安桜・倉知・下有知・南ヶ丘の各小学校区
各務原市	那加第1・那加第2・那加第3・尾崎・各務・蘇原第1・蘇原第2の各小学校区

個人情報保護・個人情報提供の同意について

当法人の介護保険サービス事業は、サービス利用者様及び家族様の人格とプライバシーを尊重し、下記の基本的に基づき個人情報を適切に取り扱います。

- 1) 個人情報保護に関する法律その他の規範を遵守します。
- 2) サービス提供にあたり、必要な範囲において、情報を収集し、次に示す利用目的で使用します。医療・介護サービスの提供・請求事務・業務改善サービス維持のための基礎資料・サービス担当者会議・他事業所との連絡調整など。
- 3) サービス担当者会議への情報提供は、契約時「情報提供の同意」を受けることを原則としています。
- 4) 管理責任者を置き、個人情報保護のため職員の教育・啓発を行います。
- 5) 個人情報への不正アクセス・紛失・破壊・改ざん及び漏えい防止のため安全対策・安全管理に努めます。
- 6) 個人情報の第三者への譲渡・提供は本人家族の同意を得て行うことを原則としています。
- 7) なお、利用者本人の申し出により、情報の開示を行います。
- 8) 個人情報についての、お問い合わせは下記までお願いします。
- 9) 別紙 同意書に署名をお願いします。

すこやかヘルパーステーション

住所 岐阜市北山 1-16-13

電話 058-243-2204

FAX 058-216-1022